

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 内子町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.2%
全職員	66.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	94.0%
本庁課長補佐相当職	95.9%
本庁係長相当職	93.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	98.9%
26～30年	97.2%
21～25年	88.9%
16～20年	98.0%
11～15年	91.1%
6～10年	85.4%
1～5年	88.4%

【説明欄】

- ・ 本部局長・次長相当職区分に女性がいない。
- ・ 勤続年数36年以上に女性がいない。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員は、女性の比率が多いが、給与水準が高い職は男性の比率が多いため差異が大きい。
- ・ 扶養手当は世帯主となっている男性に支給している場合が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。